

## 安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品の名称	サンレーザ (M 以外)
会社名	日酸 T A N A K A 株式会社
住所	東京都港区西新橋 2-11-6 ニュー西新橋ビル
担当部門	営業本部 ガス営業部
電話番号	03-3500-0960
FAX番号	03-3500-0956
緊急連絡先	営業本部 ガス営業部
電話番号	03-3500-0960
FAX番号	03-3500-0956

## 2. 危険有害性の要約

## 重要危険有害性及び影響

- : 高濃度のこの混合ガスを吸入すると、窒息により死亡することがある。
- : 高圧ガス容器からガスが噴出し目に入れば、網膜の損傷、あるいは失明のおそれがある。

## GHS 分類

物理化学的危険性  
健康に対する有害性  
環境に対する有害性

高圧ガス 圧縮ガス

記載が無いものは分類対象外または分類できない。

## GHS ラベル要素

## 絵表示



## 注意喚起語

: 警告

## 危険有害情報

: 加圧ガス ; 熱すると爆発のおそれ

## 注意書き [予防策]

- : 屋外または換気のいい場所でのみ使用すること。
- : ガスを吸入しないこと。
- : 使用前に MSDS 若しくは SDS を入手すること。
- : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

## [対応]

:

## [保管]

- : 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉等がかからないようにすること。
- : 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。
- : 水はけの良い換気の良い乾燥した場所に置くこと。
- : 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。
- : 直射日光を受けないようにし、温度 40℃以下に保つ

[廃棄] : こと。  
容器廃却は、容器所有者が行い、使用者が勝手に行わないこと。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物  
二酸化炭素、窒素、ヘリウムのガス状混合物

成分及び含有量

化学物質	CAS No	分子量	化審法	安衛法	成分濃度
窒素	7727-37-9	28.01	適用外	適用外	残り
ヘリウム	7440-29-7	4.00	適用外	適用外	残り
二酸化炭素	124-38-9	44.01	(1)169	公表物質	1.7~8%

### 4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移し、安静、保温に努め、医師に連絡する。  
: 呼吸が弱まっているときは、加湿した純酸素を吸入させる。  
: 呼吸が停止している場合には人工呼吸を行う。

皮膚に付着した場合 : 大気圧のこの混合ガスにさらされても、特に治療の必要はない。

目に入った場合 : 噴出するガスを受けた場合は、冷却してすぐに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合 : -----

応急措置をする者の保護 : この混合ガスが漏洩又は噴出している場所は、二酸化炭素中毒および空気中の酸素濃度が低下している可能性があるため、換気を行い、必要に応じて陽圧自給式呼吸器を着用する。

### 5. 火災時の措置

消火剤 : 周辺火災に合わせた消火剤を使用する。  
: 容器の昇温を防ぐため、水で容器を冷却する。

使ってはならない消火剤 : なし

火災時の特有の有害危険性 : 容器が火災にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、この混合ガスが噴出する。  
内圧の上昇が激しいときは、容器の破裂に至ることもある。容器弁が壊れたときなどは、容器はロケットのように飛ぶことがある。容器を安全な場所に搬出すること。搬出できない場合には、できるだけ風上から水を噴霧して容器を冷却すること。

特有の消火法 : 火災を発見したら、まず部外者を安全な場所へ避難させる。

消火を行う者の保護 : 耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火炎から出来るだけ離れた風上から消火にあたる。  
: 二酸化炭素による中毒のおそれがあるので、必要に応じて陽圧自給式呼吸器を着用すること。

## 6. 漏出時の措置

- |   |  |
|---|--|
| 人体に対する注意事項、<br>保護具及び緊急時措置                           | : 中毒及び窒息の危険を防ぐため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換気設備があれば、速やかに起動し換気する。<br>: 大量の漏洩が続く状況であれば、漏洩区域をロープ等で囲み部外者が立ち入らないよう周囲を監視する。<br>: 漏洩区域に入る者は、陽圧自給式呼吸器を着用すること。<br>: 空気中の酸素濃度を測定管理すること。 |
| 環境に対する注意事項<br>回収、中和、封じ込め、<br>及び浄化の方法・機材<br>二次災害の防止策 | : 環境への影響はない。<br>: 漏洩したこの混合ガスは換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈させる。<br>: この混合ガス中の二酸化炭素は、空気より重く、低い場所に滞留しやすいので注意する。  |

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い上の注意

## 技術的対策

- : この混合ガス中の二酸化炭素は比較的液化しやすい。低温で使用すると供給ガス組成が変化する可能性があり、低温での使用は避けること。
- : 容器には、転倒、転落等を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。倒れたとき、容器弁の損傷等により、高压のガスが噴出すると、容器がロケットのように飛ぶことがある。
- : 容器の使用前に、容器の刻印、塗装（容器の表面積の 1/2 以上ねずみ色）、表示等によりガス名を確かめ、内容物が目的のものと異なるときには、使用せずに、販売者に返却すること。
- : 容器弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、容器弁はゆっくりと開閉すること。
- : 開閉に際し、ハンマー等でたたいてはならない。手で開閉が出来ないときは、その旨明示して販売者に返却すること。
- : 容器から直接使用しないで、必ず圧力調整器を使用すること。
- : 圧力調整器の取り付けにあたっては、容器弁のネジ方向を確かめてネジにあったものを使用すること。
- : 圧力調整器は、指定以外のガスで使用しないこと。
- : 圧力調整器を正しい要領にて取り付けした後、容器弁を開ける前に、圧力調整器の圧力調整ハンドルを反時計方向に回してゆるめ、その後ゆっくりと容器弁を開く。この作業中は、圧力調整器の側面に立ち正面や背面に立たないこと。
- : 継手部、ホース、配管及び機器に漏れがないか調べる。漏洩箇所の検査には、石鹼水等の発泡液による方法が簡単、安全で確実である。
- : 作業の中断あるいは終了後、作業場所を離れるときは、容器弁を閉じる。その後、圧力調整器内のガスを出し、圧力調整ハンドルをゆるめておくこと。
- : 容器を電気回路の一部に使用しないこと。特に、アーク溶接時のアークストライクを発生させたりして損傷を与えないこと。
- : 容器弁が氷結したときは、40℃以下の温水で温め、バーナー等で直接加熱しないこと。

- 注意事項
- : この混合ガスを多量に使用する場合には、使用量によって集合装置等の供給設備が特別に設計、製作されることがある。使用者は、これらの設備・機器の正しい操作方法や使用方法について、製造者または販売者から指導を受け、取扱い説明書及び指示事項に従うこと。
  - : この混合ガスを使用するにあたっては、二酸化炭素中毒及び空気中の酸素濃度が低くなる危険性があるので、密閉された所や換気の悪い所で取り扱わないこと。
  - : この混合ガスを使用する設備の安全弁の放出口は、排気された混合ガスが滞留にないように、安全な場所に放出口を設置すること。
  - : この混合ガスを使用するタンク類の内部での作業は、十分な換気を行い、労働安全衛生法に従い行うこと。
  - : 脱着式の保護キャップは、使用前に外すこと。
  - : 容器を使用しないときは、脱着式の保護キャップを確実に取り付けること。
  - : 容器には、充填許可を受けた者以外はガスの充填を行ってはならない。
  - : 容器の修理、再塗装、容器弁及び安全装置の取り外しや交換等は、容器検査所以外では行わないこと。
  - : 容器の打刻、表示等を改変したり、消したり、剥したりしないこと。
  - : 容器の授受に際しては、予め容器を管理する者を定め、容器を管理すること。
  - : 契約に示す期間を経過した容器および使用済みの容器は速やかに販売者に返却すること。
  - : 容器をローラーや型代わり等の容器本来の目的以外に使用しないこと。
  - : この混合ガスを圧縮空気や空気の代わりに使用しないこと。
  - : 高圧ガス保安法の定めるところにより取り扱うこと。
  - : 容器の口金内部に付着した塵埃類を除去する目的で容器内のガスを放出する場合は、口金を人のいない方向に向け容器弁を短時間微開して行うこと。
  - : 容器には充填圧力 **9.8MPa**~**14.7MPa** と高く、高圧のガスが人体に吹き付けられると、損傷を起こすことがあるので、高圧で噴出するガスには触れないこと。
  - : 容器の圧力は **0.1MPa** 以上残し、使用後は確実に容器弁を閉めた後保護キャップを付けて速やかに販売者に返却すること。
  - : 容器に他のガスが入った可能性があるときは、容器記号番号等の詳細を販売者に連絡すること。
- 保管上の注意
- 適切な保管条件
- : ガス名が明示された容器置き場に、充填容器及び残ガス品に区分して置くこと。
  - : 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉等がかからないようにすること。
  - : 可燃物を近くに置かないこと。
  - : 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。
  - : 水はけの良い、換気の良い乾燥した場所に置くこと。
  - : 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。
  - : 直射日光を受けないようにし、温度 **40℃** 以下に保つこと。

容器材料 : 高压ガス容器として製作された容器であること。

#### 8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 屋内で使用または保管の場合は換気を良くする措置を講ずること。  
 : 空気中の酸素濃度が 18 vol % 未満にならないようにすること。  
 許容濃度 : 日本産業衛生学会(2008 年版) : 二酸化炭素 5,000ppm  
 ACGIH\*(2008 年版) TLV-TWA\* : 二酸化炭素 5,000ppm  
 TLV-STEL\* : 二酸化炭素 30,000ppm

\* ACGIH : American Conference of Governmental Industrial Hygienists  
 TLV-TWA : Threshold Limit Value - Time Weighted Average Concentration  
 TLV-STEL : Threshold Limit Value - Short term Exposure Limit (15 分)

#### 保護具

- 呼吸器の保護具 : 必要により空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク  
 手の保護具 : 革手袋  
 目の保護具 : 保護面、保護眼鏡  
 皮膚及び身体の保護具 : 特別な保護具はいらない

#### 9. 物理的及び化学的性質

混合物としてのデータが無いため、各成分を一覧表で示す。

	窒素	ヘリウム	二酸化炭素
外観	無色無臭の気体	無色無臭の気体	無色無臭の気体
比重	0.97	0.14	1.52
沸点 °C	-195.8	-268.9	-78.5 (昇華)
融点 °C	-209.9	-272.2 (2.63MPa(26atm))	-56.6 (0.53MPa(5.2atm))
ガス密度 kg/m <sup>3</sup> (0°C101.3kPa)	1.25	0.18	1.98
溶解度 ml/100ml 水 (20°Cの水における Bunsen 吸収係数 を 100ml 水に換算)	1.52	0.88	87.8
分子量	28.01	4.00	44.01

#### 10. 安定性及び反応性

安定性・危険有害 : 常温常圧では比較的安定な混合ガスである。

#### 反応可能性

- 避けるべき条件 : なし  
 混触危険物質 : 情報なし  
 危険有害な分解生成物 : 二酸化炭素を含む混合ガスを溶接用のシールドガスとして用いると、アーク熱によって二酸化炭素が還元され、一酸化炭素が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性 (吸入) : 空気中の二酸化炭素濃度が上昇するにつれ、人体に対し次のような影響をおよぼす。

二酸化炭素濃度(vol%)	通常酸素濃度における影響
0.04	通常空気中の濃度
0.5	許容濃度(TLV)
1.5	作業性および基礎的整理機能に影響をおよぼさずに長時間にわたって耐えることができるが、カルシウム・リン代謝に影響の出る場合がある。
2.0	呼吸が深くなる。
3.0	作業性が低下し、生理機能の変化が血圧心拍数などの変化として現れる。
4.0	呼吸が更に深くなる。呼吸数が増加して、軽度のあえぎ状態になる。相当の快感を感じる。
5.0	呼吸が極度の困難になる。多くの人ほとんど耐えられない状態になる。30分の暴露で中毒症状をおこす。
7~9	約 15 分で意識不明となる。
10~11	調整機能が不能となる。約 10 分で意識不明となる。
15~20	更に重い症状を示す。
25~30	呼吸低下、血圧降下、昏睡、反射能力喪失、麻痺を起こし、数時間で死に至る。

: 空気と置換することにより単純窒息性のガスとしても使用する。空気中の酸素濃度が低下するにつれ、人体に対し次のような影響をおよぼす。

酸素濃度(vol%)	影響
18 未満	初期の酸欠症状が現れる。
16~12	脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がある。細かい筋作業が困難、頭痛等の症状がおきる。
10~6	意識不明、中枢神経障害、けいれんをおこし、昏睡状態となり、呼吸が停止し 6~8 分後心臓が停止する
6 未満	極限的な低濃度では、その一回呼吸で一瞬の内に失神、昏睡、呼吸停止、けいれんとなり約 6 分で死亡する。

## 12. 環境影響情報

: 情報なし

## 13. 廃棄上の注意

: 使用済みの容器はそのまま販売者もしくは容器所有者に返却すること。  
容器に残ったガスは、みだりに放出せず、圧力を残したまま容器弁を閉じ、販売者

もしくは、容器所有者に返却すること。

: 容器の廃却は、容器所有者が行い、使用者が勝手に行わないこと。

#### 14. 輸送上の注意

危険物輸送に関する国連分類及び国連番号

国連分類 : クラス 2. 2 (非引火性高压ガス)

国連番号 : 1956

※ 単一成分

1066 (窒素)

1046 (ヘリウム)

1013 (二酸化炭素)

- : 容器を移動するときは、容器弁を閉め、キャップを正しく装着しておくこと。
- : 移動・運搬のため、立てておくときは転倒しないようにロープ等で固定すること。
- : 引きずったり、倒したり、落としたり、足で蹴ったり、物に激突させたりなど容器に衝撃を与えるような粗暴な取り扱いをしないこと。
- : 作業場内での移動は、容器専用の運搬車を用いることが望ましい。やむを得ず、他の車で移動するときは、容器のキャップ、容器弁が車の架台などに直接接触しないように注意すること。
- : 手で移動させる場合は、容器をわずかに傾けるようにして底の縁で転がすこと。
- : 公道上又は作業場内を輸送車で運搬する場合は、容器を車体からはみ出させないように積み込み、転落しないように歯止めし、ロープ等で確実に固定し、曲がり角での急な転回は行わないこと。
- : 輸送車から降ろすときは、キャップのねじ込みを確かめ、静かに緩衝板などの上におろすこと。
- : 車両等により運搬する場合は、イエローカード、消火設備および応急措置に必要な資材、工具を携帯する。
- : 吊り上げて移動する場合は、容器を安全に保持できる「かご」などを用いて行い、容器弁やキャップに玉がけロープを直接掛けるようなことは行わないこと。また、マグネットクレーンによる吊り下げは行わないこと。

#### 国内規制

高压ガス保安法 : 法第 2 条 (圧縮ガス)

海上輸送

港則法 : 施行規則第 12 条 (危険物公示 : 高压ガス)

船舶安全法 : 危険則第 3 条危険物告示別表 2 高压ガス

航空輸送

航空法 : 施行規則第 194 条

道路法

: 施行令第 19 条の 13 車輛の通行の制限

#### 15. 適用法令

高压ガス保安法 : 法第 2 条 (圧縮ガス)

航空法 : 施行規則第 194 条

港則法 : 施行規則第 12 条危険物 (高压ガス)

船舶安全法 : 第 3 条危険物告示別表第 2 高压ガス

道路法 : 施行令第 19 条の 13 車輛の通行の制限

## 16. その他の情報

適応範囲 : この安全データシートは、サンレーザ (M 以外) に限り適用するものである。

## 引用文献

- : 日本酸素(株)、マチソンガスプロダクツ共編 : 「ガス安全取扱データブック」丸善(株) (1989 年)
- : 日本産業ガス協会編 : 「酸素・窒素・アルゴンの取扱い方」、日本産業ガス協会(2000 年)
- : C. G. A. : 「ACCIDENT PREVENTION IN OXYGEN-RICH AND OXYGEN-DEFICIENT ATMOSPHERES」、C. G. A. (1966 年)
- : 日本化学会編 : 「化学便覧」 (第 3~5 版)、丸善(株)
- : L'AIR LIQUIDE : 「GAS ENCYCLOPEDIA」、ELSEVIER SCIENCE PUBLISHERS (1976 年)
- : 新日本法規出版(株) : 「実務労働安全衛生便覧」
- : 労働省安全衛生部労働衛生課編 : 「新酸素欠乏危険作業主任者テキスト」、中央労働災害防止協会(2007 年)
- : 日化協「化学物質法規制検索システム : CD ROM 版」(2007 年)
- : 日本産業ガス協会編 : 「液化炭酸ガス取扱テキスト」、日本産業ガス協会(2006 年)
- : Kent, A.D. : Occupational Health Review, vol.21 No1-1 1970, P.1 Canada

- 注) ・ 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保障値ではありません。
- ・ 注意事項等は通常的な取扱を対象としたもので、特殊な取扱の場合はその点配慮ください。
  - ・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とはいえないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に確認のうえ、ご利用ください。